

再生可能エネルギー発電設備に係る特例 《固定資産税》

再生可能エネルギー発電設備の早期の導入促進を図るため、再生可能エネルギー発電設備の固定資産税の軽減により、設備の導入初期における経済的負担を軽減します。

◆以下の再生可能エネルギー発電設備が対象です。

バイオマス
発電設備

中小水力発電設備

風力発電設備

地熱発電設備

太陽光発電設備



※太陽光発電設備以外は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく事業計画認定を受けた再生可能エネルギー発電設備に限る。太陽光発電設備は環境省の補助を受けた自家消費型設備に限る。

＜特例の内容＞ 【適用期間：2年間（令和5年度（2023年度）末まで）】

再生可能エネルギー発電設備について、新たに固定資産税が課せられることになった年度から3年度分の固定資産税に限り、**課税標準を、課税標準となるべき価格から以下の割合に軽減。**

バイオマス発電設備 (20,000kW未満)		中小水力発電設備		風力発電設備		地熱発電設備		太陽光発電設備 (10kW以上)	
10,000kW 以上	2/3 (1/2～ 5/6)	5,000kW 以上	3/4 (7/12～ 11/12)	20kW 以上	2/3 (1/2～ 5/6)	1,000kW 以上	1/2 (1/3～ 2/3)	1,000kW 以上	3/4 (7/12～ 11/12)
10,000kW 未満	1/2 (1/3～ 2/3)	5,000kW 未満	1/2 (1/3～ 2/3)	20kW 未満	3/4 (7/12～ 11/12)	1,000kW 未満	2/3 (1/2～ 5/6)	1,000kW 未満	2/3 (1/2～ 5/6)

※軽減率について、各自治体が一定の幅で独自に軽減率を設定できる「わがまち特例」を適用する（上表の括弧書の間で設定）。

＜特例の効果＞

例：100kWの小水力発電設備(※)を取得し、課税標準が1/2に軽減される場合

	通常の場合の 固定資産税額(概算)	軽減された場合の 固定資産税額(概算)
適用1年目	133万円	67万円
適用2年目	120万円	60万円
適用3年目	108万円	54万円
合計	361万円	181万円

(※取得価額1億円、耐用年数22年として算出)

担当部署 お問い合わせ先	農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課 再生可能エネルギー室 (代表)03-3502-8111(内線4341) (直通)03-6744-1508
-----------------	--